

## 住民監査請求にあたって

### 1 なぜ監査請求を行うのか

私たちは、昨年、水道部の開上水場「休止決定」の差止めを求めて提訴しました。裁判資料を得るために行った昨年末の情報公開によって、凶らずも、違法な「随意契約」の実態を垣間見ることになりました。

もう随分と前から、行政のずさんで恣意的な随意契約が全国的に問題になって、その改善が行われてきました。しかし、今回、私たちが入手した資料による限り、宇治市においては、なお相当に問題があるように思われます。

### 2 違法な「随意契約」によって公金が支出されました！

平成 19 年 3 月の神明浄水場揚水ポンプの「(取替) 業務委託契約」は、国の法令（地方自治法 234 条 2 項、同施行令 167 条の 2 第 1 項 5 号）に違反し、さらには宇治市財務規則（109 条）や宇治市業者選定委員会設置規程（13 条 3 項）にも違反する違法なものでした。

### 3 ずさんな「緊急」性判断！

地方自治法令は、行政が勝手な契約をすることのないように、「随意契約」を結び得る場合を厳しく限定しています。その一つが「緊急の必要」がある場合です。

神明浄水場の揚水ポンプ事故の時には、府営水 100% に直ちに切り替えて給水が行われたので、文字通りの「緊急の必要」がある事態であったとは言えません。

しかも、資料を見る限りでは、「随意契約」方式の選定と、「事業者」の選定は、いずれも「現場確認者」2 人のみによって行われ、「施行費についての見積」すら出ていないのに、即刻、特定業者（以前に工事を依頼）に工事依頼までが行われました。

実際には、上層部の指示もしくは同意があったのかもしれませんが、いずれにせよ、慎重に行われるべき「緊急」性の判断は、極めて「ずさん」としか言い様がありません。

### 4 規則や規程が定める事前手続きは、単なる「事後処理」の形式に？！

国の法令の趣旨を具体化し実現するために定められている宇治市の前記「規則」や「規程」は、適正な公金の支出を担保する「事前手続き」の性格をも有しています。

しかし、一連の公開資料を見ていると、先ずは「事実」が先行し、事前に必要なはずの諸手続きは、後日、形式だけが「辻褄あわせ」的に調整されたとの印象を強くしました。

### 5 求められる「法令遵守」意識の一層の強化!!

今回の監査請求が宇治市における「コンプライアンス」の強化に役立てば幸いです。

なお、開浄水場の一方的な「休止決定」も、私たちに対する違法な債務不履行に当たることも、この際再認識して欲しいものです。「根」は一緒だと考えています。